

# 農地・水・環境保全向上対策の本格導入について

農林水産省農村振興局  
農地・水・環境保全向上対策室  
原田 大

## 1. はじめに

農林水産省では、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策（以下「本対策」という）」を平成19年度より本格的に導入することとした。

本稿においては、本対策の概要について、平成19年度予算の内容を交えながら紹介する。

## 2. 平成19年度予算の概要

本対策にかかる平成19年度予算の概要については以下の通りとなっている。

本対策は3つの交付金から構成され、①社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域を支援する共同活動支援交付金として256億円、次に②化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する営農活動支援交付金として30億円、そして③本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する推進事務等の適正かつ円滑な実施を確立する農地・水・環境保全向上活動推進交付金として17億円が措置され、総額303億円となっている。

事業名	予算額(億円)	備考
共同活動支援交付金	256	
営農活動支援交付金	30	
農地・水・環境保全向上活動推進交付金	17	
計	303	

図1 農地・水・環境保全向上対策の平成19年度予算額

## 3. 共同活動支援交付金について

### (1) 対象農用地

共同活動支援交付金の対象は、これまで集落など地域の共同活動により保全管理されている農地や農地周辺の水路、農道などの資源である。なお、支援交付金の算定対象の農用地は農振農用地としているが、一体的に共同活動を行う農用地については、交付金の使途の対象とすることを認めている。

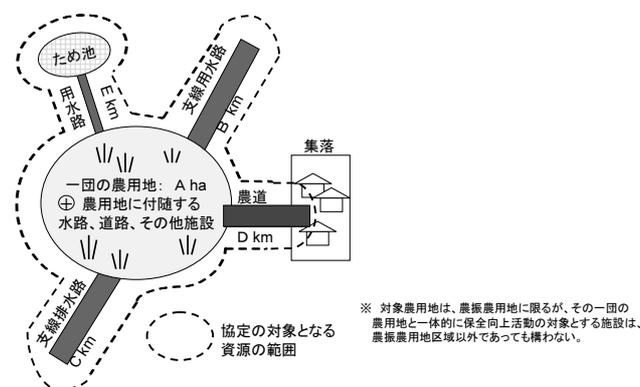


図2 支援の対象となる資源の範囲

### (2) 対象活動組織

共同活動支援交付金を受けることの出来る活動組織は、農業者だけでなく、農業者以外の地域住民あるいは団体が参画し、また、組織規約や活動計画を作成した上で、関係市町村と協定の締結を行った活動組織である。

### (3) 活動計画と活動指針

活動計画の策定に当たっては、資源の適切な保全管理のための「基礎部分」と施設の長寿命化や生態系保全・景観形成等の環境資源の向上を図る「誘導部分」から構成されている「活動指針」を目安にしている。「活動指針」は活動組織が取り組むべき活動項目を活動毎に具体的に列挙し、国が標準的な形を提示するものであるが、地方においては、各地方の特徴を反映させた「地域活動指針」を作成し、各地域で



図3 活動指針のイメージ

活動計画を策定する際の目安として用いることとしている。

#### (4) 地域活動指針を活用した要件

「地域活動指針」のうち①「基礎部分」については、地区内に存在する施設に関する全ての活動項目に取り組むことを要件としている。また「誘導部分」のうち②農地・水向上活動については、「機能診断」、「計画策定」の活動項目を全て実施した上で「実践活動」の5割以上の活動項目数への取り組みが必要であり、③農村環境向上活動については、「生態系保全」、「景観形成」といったテーマを一つ以上選択した上で、「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」を各1項目以上かつ合計で4項目以上実施することを要件としている。

#### (5) 支援水準

活動範囲内の農振農用地面積に応じ、支援交付金を交付することとし、交付金の単価は、図4の通りとなっている。

#### (6) ステップアップ支援について

ステップアップ支援は、一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動などの取組が行われる場合、促進費が活動組織に交付されるものである。その取組水準に応じ、毎年20万円もしくは40万円(国と地方の合計額)の促進費を交付することとしている。

支援の水準

	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	2,200円/10a	4,400円/10a
水田(北海道)	1,700円/10a	3,400円/10a
畑(都府県)	1,400円/10a	2,800円/10a
畑(北海道)	600円/10a	1,200円/10a
草地(都府県)	200円/10a	400円/10a
草地(北海道)	100円/10a	200円/10a

図4 支援水準

## 4. 営農活動支援交付金について

### (1) 対象地域

「営農活動支援交付金」は、「共同活動支援交付金」の実施地域において、一体的に支援することとしている。また、市町村環境保全型農業推進方針等に基づき計画的に環境保全に取り組もうとする地域を対象とすることとしている。

### (2) 支援の要件となる取組

「支援の要件となる取組」は、活動組織内の農業者が協定に基づき集落等を単位として、①環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組を行った上で、②地域で相当程度のまとまりをもって、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料及び化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な取組として

項目	内容
高度な農地・水向上活動	<p>○破損した水路の布設替えなど施設の補修や、草刈り労力軽減のためのカバープランツの植栽など保全管理労力の軽減につながる対策についての自主施工による実施</p>   <p>水路の布設替      カバープランツの植栽</p>
質の高い農村環境向上活動	<p>○水田ビオトープの設置や、排水への土砂流入防止のグリーンベルト設置など農村環境保全向上につながる整備の自主施工による実施</p>   <p>ビオトープの設置      グリーンベルトの設置</p>
安定的な共同活動の枠組みの構築	<p>○多様な主体が参画する組織の安定化や、将来にわたる活動の実施を見据えた体制を構築するためのNPO法人化 ※多様な主体の参画、NPO法人の活動目的等を確認</p>  <p>ワークショップ</p>

取組水準に応じ、20万円/地区又は40万円/地区を交付  
※取組については一定以上の要件を設定

図5 ステップアップ支援

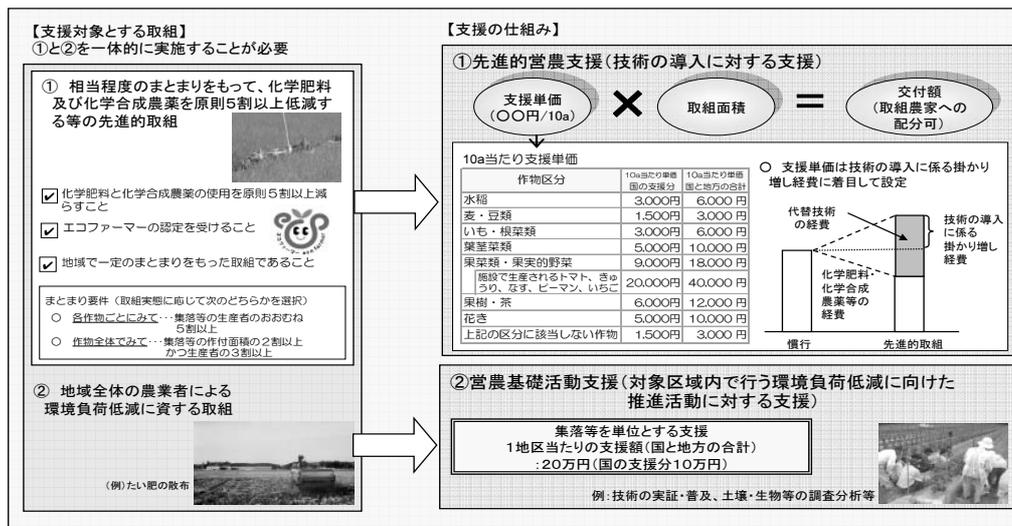


図6 営農活動支援交付金の対象活動と支援内容

いる。

### (3) 支援対象とする活動及び支援内容

活動組織が区域内で行う環境負荷低減に向けた推進活動に対し、活動組織に一地区当たり20万円の活動経費を交付することとしている。また、「まとまりをもって化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組」については、技術の導入に係る経営コストの掛かり増しに着目し、取組面積に応じて支援を行うこととした。なお、具体的な支援水準は、図6のとおりとしている。

## 5. おわりに

平成19年4月から本対策が本格導入され、各地域においては、活動組織を設立し、各々の活動をスタートさせているところである。

農林水産省においては、一つでも多くの地域で本対策に取り組めるよう、引き続きホームページでパンフレットや活動事例の紹介等を行うなど、様々な広報、助言を行ってまいりたいと考えているので、本対策についての疑問点等については、最寄りの地方農政局、都道府県、市町村等にお尋ね頂きたい。